

(別添1)

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第4管理期間)

平成30年6月29日公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業、曳縄漁業や定置網漁業を中心に、東シナ海において漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について熊本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	0.7トン
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚(以下、「大型魚」という。)	1.0トン

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、期間別の数量に関する事項

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本県の漁獲可能量	0.7トン	1.0トン
うち平成30年7月から9月	0.3トン	0.3トン
10月から12月	0.3トン	0.3トン
平成31年1月から3月	0.2トン	0.4トン

本県の採捕の数量が、採捕の期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

- (1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
天草漁業協同組合	・定置網漁業	・1か統当たり100キログラムを超える量の採捕
	・釣り漁業 ・曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
水俣市漁業協同組合	・曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者・漁業協同組合の段階	本県
天草漁業協同組合	・各漁業者は、支所長に電話連絡	・漁協(参事/支所長)は本県水産振興課にメール又はFAX連絡
水俣市漁業協同組合	・各漁業者は、参事に電話連絡	・本県は送信者に受信連絡

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

(3) (1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置網漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県/漁業協同組合の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。
釣り漁業 曳縄漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県/漁業協同組合の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。

(4) 本県は、小型魚若しくは大型魚別に1日0.2トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

- 1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- 2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

(5) 本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

- 1) 本県の採捕の数量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 生存個体は放流する。
 - ・ くろまぐろの採捕は混獲のみとする。具体的には1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げる。
 - ・ これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- 2) 本県の採捕の数量の9割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ くらまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。
 - ・ 生存個体は全て放流する。
 - ・ くらまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。
 - ・ これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

2 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くらまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

本県の採捕の数量が第3の期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

期間別の数量である月別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは、当該月別ごとに採捕の停止命令をする。

なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割5分を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公

表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第 10 条関係)が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、当該都道府県の水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

2 第 4 管理期間までの超過分の差引等について

第 2 管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の 2 割を上限として、第 3 管理期間から 10 年間にわたって分割して差し引くこととしている。ただし、第 4 管理期間は管理期間が 9 か月間であることから、漁獲枠超過量の差引き量も 9 か月分に按分した 0. 3 トンとする。

第 3 管理期間の超過量 0. 5 トンについては、第 4 管理期間において一括で差引くこととする。

	超過量合計	第 3 管理期間期首の差引き済み数量	第 4 管理期間期首の差引き量(9 か月分)	第 5 管理期間以降の差引き量合計
第 2 管理期間超過分	3. 4 トン	1. 4 トン	0. 3 トン	2. 8 トン
第 3 管理期間超過分	0. 5 トン	-	0. 5 トン	-